

鹿児島市魚類市場輸出拠点構築推進事業支援業務委託 仕様書

1 概要

(1) 輸出に係る支援相談窓口業務

開設者である鹿児島市（以下「本市」という。）や市場関係者等への継続した情報提供や、魚類市場の専属輸出相談窓口として輸出全般に係る支援業務を行うもの。

(2) 各種商談会等への参加支援業務

海外輸出への成約を目指し、鹿児島市中央卸売市場魚類市場輸出促進協議会で各種商談会等へ参加する際の、手続き等の代理業務や商談サポート等の支援業務を行う。

2 業務委託の内容

(1) 輸出に係る支援相談窓口業務（月2回程度）

①主な内容

- ・海外バイヤー等の来鹿情報提供および商談サポート
- ・各種商談会・セミナーの開催情報提供および商談サポート、参加
- ・輸出関連機関等（公民問わず）へのヒアリング、手続きのサポート など

②実施例

- ・海外バイヤーと商談を行い、魚類市場をPR
- ・開設者や市場関係者の求めに応じて、各種機関へヒアリングや交渉を代行
- ・セミナーや商談情報を提供し、参加がある場合のアテンド、サポート など

(2) 各種商談会等への参加支援業務

①主な内容

- ・下表のとおり

商談会名	主催	開催時期
南の宝箱鹿児島輸出商談会	鹿児島県等	10月中旬
沖縄大交易会	沖縄大交易会実行委員会	11月下旬

- ・商談会参加に係る手続きの代行（参加申請・旅行手配 等）
- ・商談会への同行（最低1名）
- ・商談会におけるブース設営・撤去、専門的立場からの助言やサポート
- ・商談会後の成約に至るまでの交渉サポート
- ・成約に繋がる可能性が最も高い輸出スキーム（商品・輸送ルート・輸送費など）の提案

【委託費に含まれる費用】

- ・商談会等の参加費、商談に必要と認められる備品購入費等
- ・支援業務受託者の同行（1名）に掛かる費用
- ・その他、市が認める費用

【委託費に含まれない費用】

- ・商談時のサンプル商品購入費用
- ・商談後のサンプル輸送する場合に掛かる商品購入費・輸送費等

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務遂行に関する協議等

受託者は、業務の遂行に当たって、随時経過報告を本市へ行い、本市との密接な連携に努めるものとし、その指示に従うものとする。

5 資料等の貸与及び返還

(1) 資料等の貸与

受託者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を本市へ申し出ることができる。

(2) 資料等の返還

受託者は、貸与された資料等の内容を第三者に漏らしてはならず、業務の完了後速やかに本市へ返還しなければならない。

6 事業実施報告書

(1) 受託者は、業務終了（3月上旬を目途）の翌日から起算して10日以内に本業務の履行に係る「事業実施報告書」を鹿児島市に2部提出し、承認を受けなければならない。

また、「事業実施報告書」の電子データも併せて提出すること。

なお、「事業実施報告書」の様式は任意とするが、本市による事前の承認を受けなければならない。

(2) 契約期間の途中において契約を解除した場合は、契約解除の翌日から起算して10日以内に「事業実施報告書」を提出しなければならない。

7 その他

(1) 本業務において知り得た事項や調査結果を、本市に許可なく第三者に公表してはならない。

また、本業務において作成した集計結果等の文書の著作権は本市に帰属する。

(2) 業務履行にあたっては、本市と協議のうえ行うこと。

(3) 見積額は、当該業務の履行に必要な全ての経費を含むものとする。

(4) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、定めることとする。